高圧ガス容器管理委託契約書

代理登録の依頼者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）は、

代理登録を行うものの名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間に、
甲の所有する高圧ガス容器（液化石油ガス以外のガスを充てんするもの、以下容器という。）について、下記に示す高圧ガス保安法容器保安規則第10条第５項〔保安上支障がないものとして細目告示に定める方式（容器所有者登録制度等）をもって、法に定める容器所有者の表示とすることができる。〕の規定に基づく、容器所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号の高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）への登録と管理および廃棄、また登録記号番号（＿＿＿＿）の打刻について、下記の通り契約する。

第１条　甲は、甲の所有する容器番号＿＿＿＿＿-＿＿＿＿＿＿＿＿＿の容器に対し、以下に定める内容にのっとって管理委託契約を締結する。

第２条　乙は甲より管理を委託された容器に対し、契約締結時及び契約の更新ごとに当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうることを証明し、付与した刻印を施し、あるいは減失していないことを確認する。甲はこの安全確認に関わる充てん、およびこれに付随する容器再検査のために乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。

第３条　甲は、乙に管理委託した容器に充てんされた高圧ガスを甲の業務などに用いることができる。このとき甲は善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例および労働安全衛生法等の規定に従い、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」を遵守する。また甲の管理下にある間、当該容器に接続する付属品、消費設備については、容器とともに日常点検と年間の確認を行って安全を担保し、その使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第４条　紛失、または盗難の被害にあった時は、甲はただちに乙に連絡して、本契約を解除するとともに、故意、過失の如何にかかわらず、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償する。

第５条　本契約が解除されたときは、甲は所有する高圧ガス容器に打刻されている乙の登録記号番号を、遅滞なく抹消し、他の方法により適正な表示に代えたことを乙に報告する義務を有する。

第６条　甲は、容器を占有する期間、当該容器が本契約によって管理委託された容器であり、常に契約内容が履行されるよう容器自体に契約の存在を明示しておかなければならない。

第７条　甲の事由により、乙が契約容器を預かる場合には、安全のためガスを放出して１ＭＰａ以下に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。また、甲はその容器の管理料として１か月あたり容器の購入代金の１割を乙の請求に応じて支払うものとする。

第８条　甲の容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第９条　甲は、充てんするガス料金の１割を、容器の管理委託料として、乙に契約開始または更新時に発生する充てん料金とともに支払うものとする。

第１０条　容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などによって交換する付属品及び公租公課は甲の負担とする。

第１１条　甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要となる費用は、甲が負担する。

第１２条　本契約は締結の日から発効し、その有効期間は乙から甲への最終引渡しから１ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の２ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、本内容を持って契約を更新し、その後も同様とする。

第１３条　本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書２通を作成し、記名捺印の上各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲（依頼主）　住　所
名　称
代表者　　印

乙（委託先）　住　所
名　称
代表者　　印

◇最終充填記録